

防人給（事）第363号  
28.9.30  
一部改正 防人給（事）第466号  
28.12.28  
一部改正 防人給（事）第8号  
31.1.17  
一部改正 防人給（事）第15号  
令和元年5月23日  
一部改正 防人給（事）第434号  
令和2年12月24日  
一部改正 防人給（事）第213号  
令和3年7月21日  
一部改正 防人給（事）第213号  
令和3年7月21日  
一部改正 防人給（事）第205号  
令和4年6月24日  
一部改正 防人給（事）第123号  
令和5年3月31日

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

事務次官  
(公印省略)

防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令に規定する防衛大臣が別に定める事由等について（通達）

標記について、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令（平成28年防衛省訓令第58号。以下「昇給訓令」という。）の規定に基づき、下記のとおり定められ、平成29年10月1日から適用することとされたので通達する。

なお、防衛省の職員の昇給の基準等に関する訓令に基づく防衛大臣の定める号俸数等について（防人制第10866号。18.12.1）は、廃止する。

## 記

1 昇給訓令第4条第7項各号に規定する防衛大臣が別に定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第56条第1号及び第2号の規定に係る休職（同号の規定による休職にあつては、職員が公務上の災害若しくは通勤による災害又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。第8号において「官民人事交流法」という。）第24条第1項において準用する同法第16条、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成27年法律第33号。第10号において「オリンピック・パラリンピック特措法」という。）第27条第1項において準用する同法第23条、令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号。第11号において「博覧会特措法」という。）第35条第1項において準用する同法第31条若しくは令和九年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（令和4年法律第15号。第12号において「園芸博覧会特措法」という。）第25条第1項において準用する同法第21条の規定（以下この号及び第3号ロにおいて「特定規定」という。）により防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下この項及び第3項第1号において「防給法」という。）第23条第1項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の災害若しくは通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。）及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は特定規定により防給法第23条第1項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休職

(2) 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第44条の2第1項に規定する超勤代休時間

(3) 自衛隊法施行規則第46条に規定する休暇。ただし、病気休暇にあつては次に掲げるものに限り、特別休暇にあつては同規則第49条第1項第17号に掲げる場合に該当して特別休暇を承認された場合（防衛省職員給与施行細則（昭和30年防衛庁訓令第52号）第2条ただし書の規定により防衛大臣の承認を受けた場合を除く。）を除く。

イ 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ロ 特定規定により防給法第23条第1項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る病気休暇

ハ 生理日の就業が著しく困難であることによる病気休暇（当該病気休暇の期間のうちの連続する最初の2暦日に限る。）

- (4) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第3条第1項に規定する育児休業
  - (5) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第26条第1項に規定する育児時間
  - (6) 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第27条第1項の規定による派遣
  - (7) 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成7年法律第122号）第2条第1項の規定による派遣
  - (8) 官民人事交流法第24条第1項において準用する官民人事交流法第7条第1項の規定による交流派遣
  - (9) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第18条の規定による研究集会への参加の承認
  - (10) オリンピック・パラリンピック特措法第27条第1項において準用するオリンピック・パラリンピック特措法第17条第1項の規定による派遣
  - (11) 博覧会特措法第35条第1項において準用する博覧会特措法第25条第1項の規定による派遣
  - (12) 園芸博覧会特措法第25条第1項において準用する園芸博覧会特措法第15条第1項の規定による派遣
- 2 昇給訓令第5条第2項に規定する防衛大臣が定める号俸数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 昇給訓令第5条第1項第1号に掲げる職員 次に掲げる号俸数の合計
    - イ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号。第5項において「防給令」という。）第6条の11に規定する昇給日（以下この項及び次項において単に「昇給日」という。）における昇給訓令第5条第1項第1号イ及びロに掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に8を乗じて得た数の100分の10に相当する号俸数
    - ロ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第1号イ及びロに掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に6を乗じて得た数の100分の30に相当する号俸数
    - ハ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第1号ハに掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に5を乗じて得た数の100分の10に相当する号俸数
    - ニ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第1号ハに掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に3を乗じて得た数の100分の30に相当する号俸数
  - (2) 昇給訓令第5条第1項第2号に掲げる職員 次に掲げる号俸数の合計
    - イ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第2号に掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に8を乗じて得た数の100分の5に相当する号俸

数

- ロ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第2号に掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に6を乗じて得た数の100分の20に相当する号俸数
- (3) 昇給訓令第5条第1項第3号及び第4号に掲げる職員 次に掲げる号俸数の合計
  - イ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第3号に掲げる職員（ハ及びニに掲げる職員を除く。ロにおいて同じ。）の定員から除外職員の数を減じて得た数に8を乗じて得た数の100分の5に相当する号俸数
  - ロ 昇給日における昇給訓令第5条第1項第3号に掲げる職員の定員から除外職員の数を減じて得た数に6を乗じて得た数の100分の15に相当する号俸数
  - ハ 各年度の7月1日における昇給訓令第5条第1項第3号に掲げる職員のうち、陸士長、海士長又は空士長以下であるものの現員から除外職員の数を減じて得た数に8を乗じて得た数の100分の5に相当する号俸数
  - ニ 各年度の7月1日における昇給訓令第5条第1項第3号に掲げる職員のうち、陸士長、海士長又は空士長以下であるものの現員から除外職員の数を減じて得た数に6を乗じて得た数の100分の15に相当する号俸数
  - ホ 各年度の7月1日における昇給訓令第5条第1項第4号に掲げる職員の現員から除外職員の数を減じて得た数に8を乗じて得た数の100分の2に相当する号俸数
  - へ 各年度の7月1日における昇給訓令第5条第1項第4号に掲げる職員の現員から除外職員の数を減じて得た数に6を乗じて得た数の100分の6に相当する号俸数
- 3 昇給日の属する年度の7月1日における次に掲げる職員は、前項各号に規定する除外職員とする。
  - (1) 職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であってその者が防給法別表第2の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける場合にあっては同欄をいい、当該職員の属する階級が1等陸佐、1等海佐又は1等空佐である場合にあってはその者に適用される同表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）における最高の号俸を受ける職員
  - (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条の2第1項の規定により採用された職員
  - (3) 自衛隊法第36条の6第1項の規定により採用された職員
  - (4) 自衛隊法第45条の2第1項の規定により採用された職員
- 4 昇給訓令第7条第1項に規定するあらかじめ防衛大臣が内閣総理大臣と協議して指定する教育訓練課程は、総務省統計研修所及び財務省会計センターにおける研修とする。
- 5 防給令第6条の17の規定により昇給をさせる場合の号俸数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる号俸数とする。

- (1) 昇給訓令第7条第1項に該当する場合 2号俸
- (2) 昇給訓令第7条第2項第1号に該当する場合 2号俸
- (3) 昇給訓令第7条第2項第2号に該当する場合 防衛大臣が承認の都度定める  
号俸数